



巻頭言

大学の独立行政法人化問題

山中龍彦*

On the agency of national university

国立大学の独立行政法人化に対しては平成15年までに結論を出すと言われていた。有馬文部大臣は国立大学は独立行政法人には馴染まないとの考えで反対されていたが、最近では矛先が鈍り受け入れざるをえないと考えられているようである。平成13年よりスタートする公務員定員の20%削減との関連でここ1～2年で独立行政法人化を受け入れるのか、否か。を決断しなければならないとの意見がある。このような状況であるので、我が阪大でも近々この問題について真剣に議論しなければならないと考えられるので、この機会を借りて浅薄な知識の下での私の個人的な意見を述べさせて戴くことにしたい。

国立大学が独立行政法人になった場合、他省庁の国立研究所と同様の公務員型になるであろうが、予算執行と運営の自由度の拡大と引き替えに、効率化と3～5年毎の厳しい外部評価を受けなければならなくなる。そのような状態で国家100年の計に立った教育や研究者個人の自主性を尊重した研究、長期継続性の必要な研究に影響が出ないかが最大のポイントである。外部評価に関しては文部省は大学評価機関を平成12年度の概算要求に上げるようであるから、独立行政法人になる、ならないに関わらず進むことになる。研究の自主性に関しては、文部省や科学技術会議は「知的存在感のある国造」を打ち出しているため、大学が独立行政法人になっても問題がないように思える。しかし、この問題は、財政改革と経済戦略会議答申にある産学連携、戦略的技術開

発と深く関連している点に問題がある。国の財政状態が巨額の国債発行残高をかかえて極限状態まで悪くなっている状態を考えると、理科系研究科や研究所では財政支出の削減のために産学連携、戦略的技術開発を通しての民間よりの研究費の導入を強く求められる可能性が高い。その結果、すぐには実用化に結びつかない研究や長期継続性と大型予算を必要とする研究は米国と同様に財政状況や政府の方針に振り回される可能性が高い。

我が国においても優れた研究と教育を行っている私立大学がある以上、国立大学も独立行政法人にならざるを得ないだろう。その際に重要なことは、多くの研究所・研究センターを持つ国立大学にあっては研究科と研究所・研究センター間での人事交流を初めとする連携強化を一層図ると共に他法人との連携も可能な組織を構築し、その特色を遺憾なく発揮するために大学個々の個別法を作ることであろう。独立行政法人化された大学全般にかぶさる個別法では意味がない。さらに、国の財政状況や政治に振り回されないために地域、産業界を巻き込んだ強固な財政基盤を持つ後援会組織を内包した組織としておく必要がある。それにより社会と密着した特色ある大学として発展出来るのではなかろうか。また、独立行政法人化に際する大学改革の時点で、本年4月に関西経済連合会の人材育成委員会より出された大学改革への9つの提言の一つにもあるように、国際的に通用する個性豊かな、創造性のある高い人格を備えた人材の養成のベースとなる教養教育の再構築が不可欠である。

産業界からも、国民の負託として高等教育と知的財産の蓄積のための研究を担ってきた国立大学のあるべき姿を考慮して、関経連提案のみに止まることなく、国立大学が法人化するとすればどのようなものであるべきかをお考え戴きご意見をお寄せ戴きたいと願う次第です。

*Tatsuhiko YAMANAKA

1940年2月2日生

1968年大阪大学大学院工学研究科電気工学専攻博士課程単位取得退学

現在、大阪大学・レーザー核融合研究センター、センター長 教授、工学博士、核融合理工学

TEL 06-6879-8700

FAX 06-6877-4799

E-Mail tyama@ile.osaka-u.ac.jp

